



兄：プリヤン・レーヴ

より良く住むために

弟：プティ・レーヴ



◆ゴミ出しルールを守ろう

プティ ただいま～。下でお友達のママたちが話していたけど、うちの団地のゴミ置き場は分別がきちんとできていないって、収集のおじさんたちがかなり怒っていたらしいよ。

プリヤン 収集日も分別も構わず、こっそり捨てる人がいるから、しっちゃかめっちゃかな状態なんだろう。市町村ごとに決められたルールを守れない人は、誰かが後始末をしてくれるという思いがあるから、いい加減になってしまうんだ!!

プティ よそから遊びにきた友達に見られたら、僕、恥ずかしいよ。

プリヤン 大の大人がゴミもちゃんと捨てられないなんて、格好悪いよね。僕達もそういう大人にならないよう、人に恥じない行動を心がけよう。

プティ 確かにそうだね。あっ、いま思い出したけど、隣に住んでいた一人暮らしのお姉さん、

食器棚やタンス、ガスコンロをゴミ置き場に残したまま引っ越しちゃって、自治会や収集のおじさんたちが片付けるのに大変だったみたいだよ。

プリヤン 粗大ゴミを捨てる時は事前に申し込みが必要な場合もある。いまは家具付きのマンションもあるから、いらなくなった家具を自分で



処分するのが面倒で、そのまま置いて行ってしまったんだろう…。引っ越しのときの後始末だって、ふだんのゴミ捨てるの延長のはず。誰かが困るうがお構いなしなんて、身勝手にもほどがある。

プティ 解ったよ、お兄ちゃん。“立つ鳥跡を濁さず”だね。

プリヤン そのと～り～(鳥)!

プティ ……………

住宅内の修繕、共用部分の修繕・清掃・保守点検等のお問い合わせは…

(社)神奈川県土地建物保全協会の各出張所へ(営業時間 月～金曜日の8:30～17:30)
 川崎出張所 ☎ 044-511-2500 湘南出張所 ☎ 045-803-6352
 横浜北部出張所 ☎ 045-933-0593 県央出張所 ☎ 046-251-2901
 横浜南部出張所 ☎ 045-751-3684 西湘出張所 ☎ 0463-71-1839
 横須賀出張所 ☎ 046-825-2834

夜間、土・日曜、祝日は、
 緊急連絡センターへ
 ☎ 045(212)1889

若葉台団地にお住まいの方は、
 (財)若葉台管理センターへ
 ☎045-921-3361(水曜・祝日を
 除く8:30～17:30)。それ以外の
 緊急時は防災センターが対応し
 ます。(☎は管理センターと同じ)

●●● 投稿をお寄せください! ●●●

- 表紙の「わが団地のワンショット」欄に掲載する写真を募集します。お住まいの団地の憩いの風景や、祭り・バザーなどの催し等、潤いある暮らしを題材にした作品をお待ちしております。採用された方には図書カードを差し上げます。応募写真は、①プリントならLサイズ以上、②デジタルデータならJPG形式で500KBから2MBのファイルサイズでCD等に収めてお送りください。写真の説明もひとこと添えてください。
- 「お客様の声」欄に掲載する当社に対するご質問やご意見、ご要望をお寄せください。お寄せいただいた内容は、会社の回答と共に本紙に掲載します。お寄せいただく方法は、手紙・メール・FAXにてお願いします。
- 団地名、住戸番号、氏名を必ずご記入の上、管理部賃貸住宅課<編集部>までお送りください。(宛先住所は右下記載)
 ※掲載の判断は編集部に一任していただきます。紙面の都合により掲載できない場合もありますのでご了承ください。
 ※匿名は受付できません。 ※原則として団地名は公表しますが、氏名は公表いたしません。
 ※投稿された写真は返却いたしませんのでご了承ください。

編集後記

今号から新たに募集する『わが団地のワンショット』。写真が趣味という方もそうでない方も、お住まいの方ならではの視点で切り取った団地のひとコマをお送りください。多くの方の投稿をお待ちしております。(S)

毎年9月・3月の2回発行

県公社のたより

第3号 2008年9月1日発行

【企画・編集】

神奈川県住宅供給公社

管理部賃貸住宅課<編集部>

〒231-8510 横浜市中区日本大通33番地
 ☎ 045(651)1864 FAX 045(671)0905

営業時間 月～金曜日の8:30～17:30

《E-mail》 tayori@kanagawa-jk.or.jp

県公社の たより

第3号

2008年9月1日発行

発行 神奈川県住宅供給公社

http://www.kanagawa-jk.or.jp



今年も盛大に開催された夏祭り。カラオケ大会や子供たちによる空手演武で大いに盛り上がりました。子供はラムネ、大人はビールで乾杯!
 = 2008年7月26日、下九沢団地(相模原市)で開かれた「第32回親子ビア祭」



居住者実態アンケートへのご協力 ありがとうございました

本年5月から6月にかけて、当公社賃貸住宅の全ての世帯を対象に「居住者実態アンケート」を実施いたしましたところ、約1万世帯(回収率81.1%)の方々からご回答をいただきました。居住者の皆様には、お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

当公社では、このアンケート結果を基に公社賃貸住宅にお住まいの方々の実態を把握し、公社事業のあり方や今後の管理計画の基礎資料として活用させていただきます。

次ページにアンケート結果の一部を掲載いたしましたのでご参考にご覧ください。

インターネットからは「神奈川県」で検索!

神奈川県

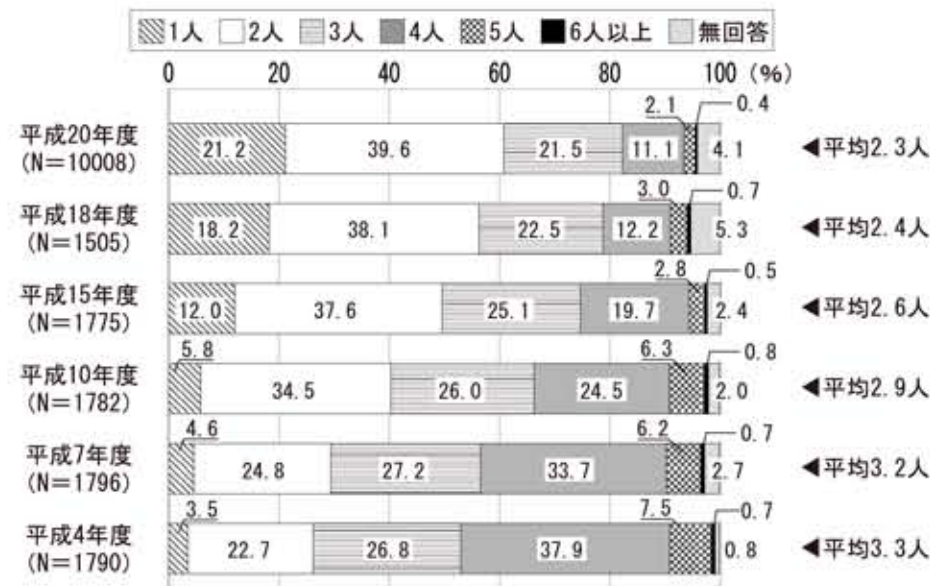
検索



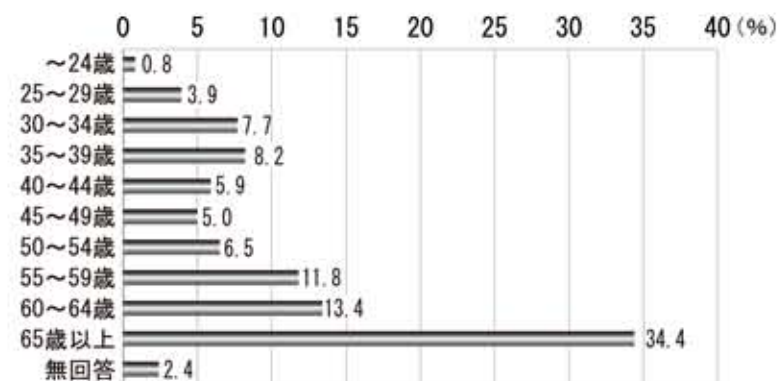
平成20年度 居住者実態アンケート 結果報告 (抜粋)

※過去に行った調査結果と合わせて掲載しました。Nは回答件数を表します。

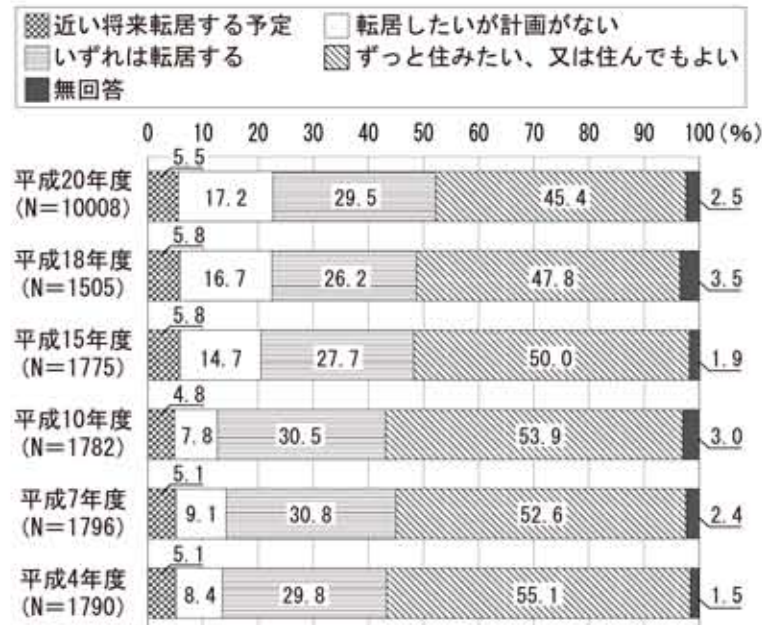
●世帯人数



●世帯主の年齢 平成20年度 (N=10008) 平均56.2歳



●今後の居留意向



「転居を考えている理由」上位5項目 (平成20年度 N=5215)

1 住宅が狭いため	38.7%
2 持家がほしいため	31.7%
3 家賃が高いため	23.3%
4 間取り、設備等が良くない	23.2%
5 子供の出生や成長のため	20.5%

「ずっと住みたい理由」上位5項目 (平成20年度 N=4546)

1 家を持てる見通しがいいので	64.1%
2 家賃が適当なので	50.2%
3 公共住宅として維持管理が安心	39.9%
4 周囲の環境がよいため	34.5%
5 他に良い条件の借家がない	30.7%

※いずれも複数回答の集計

ご案内

◆平成21年度「特別減額家賃」の申請受付について

対象となる世帯は、①平成19年3月31日以前から引続き居住されている方で、かつ、②平成19年4月1日からの家賃変更により家賃が引上げとなった住宅にお住まいの世帯のうち、③平成21年4月1日時点で一定の世帯要件（高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・介護世帯・生活保護世帯）と収入要件を満たす世帯となります。特別減額家賃が適用された場合は、家賃変更による引き上げ額が1/2に軽減されます。

申請書類は、本年11月中旬頃に、対象となる世帯にのみ配布いたします。※全ての世帯への配布ではありません。

適用条件を満たしていても申請をしなかったり、受付期間を過ぎて申請をしますと、家賃の軽減が受けられませんので必ず期間内に手続きをしてください。

◆10月分家賃の引落日について

本年3月下旬に平成20年度分の「自動払込ご案内」(引落日のお知らせハガキ)をお送りしておりますが、本年10月分の引落日に誤りがありましたので訂正させていただきます。正しくは10月10日(金)となりますので、よろしくお願いいたします。

- 正 平成20年10月10日(金)
- × 誤 平成20年10月13日(月)

◆住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意ください

住宅用火災警報器の設置については、各市町村条例により定められておりますが、それに伴い悪質な訪問販売等が多発しています。消防署員、公社職員等が各家庭を訪問し販売することはありませんので、このような訪問販売があった場合はご注意ください。

なお当公社では、今年度から平成22年度にかけて、各団地について順次、住宅用火災警報器の設置を進めていく予定です。

お客様の声

こんなご意見、ご質問をいただきました。

★引越してきたその日に我が家に猫が入ってきました。隣で猫を飼っていたのです。夏の暑い日は玄関を開けておくととても涼しい風が入ってくるのに、一年中玄関を開ける訳にはいかないのです。隣との関係が悪くなってはいけなそうと思い、今まで我慢してきました。

(川崎地区にお住まいの方)

【お答えします】

前号でお伝えしたとおり、当公社の賃貸住宅においては犬や猫の飼育を禁止しています。一時的にペットを預かるなどの行為についても、鳴き声・臭いが発生することによりは変わりはないため禁止しています。

実際にペットを飼育すると、近所の方たちが鳴き声・臭いなどにより大変迷惑を受けることになります。飼育主にとっては何でもないことでも、周囲の人は苦痛を感じ、我慢を強いられることとなります。したがって、共同生活のルールを守ってご住まいいただくようお願いいたします。なお、実際に近所のペット飼育により迷惑を受けているという場合は、その状況を詳しく公社までお知らせいただきたいと思います。迷惑を受けている方からの具体的な情報が集まることにより、ペットを飼育している原因者を特定できれば、公社から飼育をやめるよう改善の申し入れが出来るようになります。申し入れにも関わらず原因者に改善が見られない場合は、公社から契約を解除し住宅を明け渡していただくこととなります。

回答者：神奈川県住宅供給公社 管理部賃貸住宅課

※この他にもご意見・ご要望をいただきましたが、紙面の都合により掲載できなかったことをご了承ください。



10月1日
平成20年
住宅・土地統計調査

10月1日、5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。この調査は全国の約350万世帯が対象となる、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。神奈川県では全約373万世帯のうち、約21万世帯が対象となります。対象世帯には知事が任命した調査員がお宅に伺いますので、調査票への記入をお願いします。なお、調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

総務省統計局 神奈川県・市町村

